



介護保険相談室

介護福祉課 ☎ 43・6809

高齢者を見守る支えるネットワークに取り組みよう

介護保険制度が施行されて11年が経過しました。平成23年3月末現在、本市の高齢化率は25.1%となっています。また、認知症やひとり暮らし高齢者の数も増加しています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、人と人の絆が大切です。しかし、時代の流れと共に地域のあり様は変化し、地域社会に対する人々の価値観も変わってきました。

徘徊、引きこもり、孤独死、虐待などの問題が他人事ではなくなっている今、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政や医療、福祉の専門職だけではなく、自治会や隣近所を中心にした、お互いを見守り支えあうことができるネットワークの確立こそが大切なのではないでしょうか。

現在、市では、こうした問題への取り組みの一つとして「高齢者を見守る支えるネットワーク」の確立を目指した啓

発運動を展開しています。地域包括支援センターや在宅介護支援センターと共に地域の皆様のもとに出向き、地域ネットワークをテーマに協議してまいります。この機会に、地域の絆をもう一度見つめなおしてみませんか。

兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験

- 試験日時 10月23日(日) 午前10時～(全国统一)
 - 試験会場 ▷神戸大学 ▷神戸松蔭女子学院大学
 - 受験手数料 8,000円
 - 受付期間 7月11日(月)～8月1日(月) 消印有効
 - 申込・問い合わせ先 兵庫県 社会福祉協議会社会福祉研修所 研修第2部試験・研修係
☎078・367・5211
- ※「受験の手引き」は、市介護福祉課、健康福祉事務所等で配布しています。



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

保険料の納付に困ったら

7月は23年度の国民年金保険料の免除申請の月です

対象期間は 平成23年7月～平成24年6月

経済的に国民年金保険料を納めるのが困難な人は、免除・納付猶予制度をご利用ください。

- (1)免除制度 本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、申請により保険料の全額または一部が免除されます。
- (2)納付猶予制度 20歳以上30歳未満の若年者に限り、本人と配偶者の前年所得が基準以下であれば、申請により、保険料の納付を後払い(10年以内の猶予)にできます。

申請に必要なもの ①年金手帳 ②認印 ③雇用保険受給資格者証等(失業特例を希望する平成22年3月31日以後の退職者)

所得の申告が必要です 所得の申告がないと、免除に該当するかどうかの審査ができませんので、必ず(本人・配偶者・世帯主の)申告をお願いします。

基準となる前年所得は、扶養人数や社会保険料控除額等により異なりますので、納付が困難な人は、まずご相談ください。

前年所得が多い場合でも、失業などによる特例が使えることがあります。平成22年3月31日以後に退職された人は、離職票または雇用保険受給資格者証をご持参ください。

継続申請について 免除を受けるには、毎年申請が必要です。ただし、毎年、全額免除か納付猶予を希望する人は、「継続審査」の希望を申し出ることにより、次年度以降の申請手続きが不要となります。

▷全額承認の人は翌年も全額免除のみの審査、▽猶予承認の人は翌年も猶予のみの審査となります。▽失業等の特例により承認された人は、継続審査の対象とならず、毎年申請が必要です。

★7月中に限り、平成22年度分(平成22年7月分～平成23年6月分)も、さかのぼって申請することができます。保険料の納付が困難な人は、未納のままにせず、免除制度をご利用ください。

★結果の確認をお忘れなく 申請後、結果が通知されるまで、1～2ヵ月かかりますが、結果について必ずご確認ください。

◆免除・猶予申請をする人で、申請前は国民年金保険料を口座振替にしていた人へ

申請から結果まで2ヵ月程度かかります。申請しても承認されるまでは、これまでどおり保険料が口座から引き落とされます。よって、▷新年度の申請が始まる7月以後は、6月まで全額免除・一部免除・納付猶予が承認されている人も、新年度の結果がでるまでは、全額の保険料が引き落とされます。▷結果がでるまでの間も引き落としを希望しない人は、「口座振替辞退申出書」を早急に提出してください。(ただし、辞退後に保険料を納める結果となった人は、改めて口座振替の申請が必要となります)

学生の人は、今年度の学生納付特例の申請を随時受け付けていますので、ご利用ください。